

公益財団法人萬田記念財団  
糖尿病研究を行う大学医学部への助成金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人萬田記念財団定款に基づき、公益財団法人萬田記念財団（以下「財団」という。）が北海道における医療の振興、発展向上のために行う助成金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第2条 この助成対象は北海道内において当財団の目的等と研究が合致している糖尿病研究を行う大学医学部とする。

(助成内容)

第3条 この助成制度による助成内容は、対象者が直接必要と認められる研究費の一部とする。

(募集方法)

第4条 この助成の募集は、当財団が、当財団の目的等と研究が合致している道内各大学医学部へ案内を送付することにより行う。  
2 募集は毎年3月から4月までの2か月間行う。

(応募方法)

第5条 助成の交付を申請しようとするものは、対象となる研究費の概算を当財団に提出しなければならない。

(選考方法)

第6条 申請があったときは、専門家を含む理事会に諮り、理事会が助成すべきと認めるときは、助成金の交付を決定するものとする。  
2 選考にあたっては、以下の内容を総合的に考慮して決定する。  
(1) 当財団の目的等と研究が合致していること  
(2) 専門の研究者がいること  
(3) 対象となる研究テーマについて学会において積極的に発表していること  
3 選考時期は毎年6月とする。

(事情変更による決定の取消)

第7条 理事会は、助成金の交付の決定をした後において、その後の事情の変更により特

別の必要が生じたときは、助成金の交付の決定の全部または一部を取り消し、または、その決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。

(助成金の目的外使用の禁止)

第8条 助成大学医学部は、助成金を助成事業以外の目的に使用してはならない。

(助成金交付決定の取消)

第9条 理事会は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、助成金の交付の決定の全部または一部を取り消すことがある。

- (1) 規定する条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (4) その他法令またはこの規程に違反したとき。

2 前項の規定は、助成金の交付があった後においても適用があるものとする。

(助成金の返還)

第10条 助成事業者は、前条の規程により助成金の交付の決定を取り消された場合において、取り消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、理事会の命ずるところにより助成金を返還しなければならない。

(助成金使途報告の義務)

第11条 助成対象者は、当財団による助成金に使途について、当財団に対し精算報告書を提出する。

(助成実績の公表)

第12条 助成事業の対象者および内容を当財団ホームページで公表する。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、助成事業の実施に関し必要な事項は、理事会が定める。

附則

この規程は、公益財団法人萬田記念財団の設立の登記のあった日から施行する。